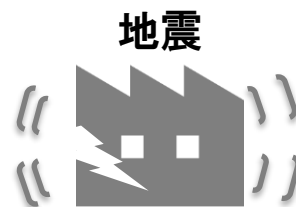


# 令和6年能登半島地震等 石川県なりわい再建支援補助金

～施設・設備の復旧・整備を支援～

令和6年能登半島地震に加え、  
令和6年奥能登豪雨からの  
復旧費用も補助対象



令和7年7月1日版

1. 事業の目的
2. なりわい再建支援補助金の手続き
3. 補助金の交付申請にあたって
4. 財産処分について
5. よくあるお問い合わせ

# 1. 事業の目的

令和6年(2024年)能登半島地震および令和6年奥能登豪雨  
(令和6年9月21日から23日にかけて発生した令和6年能登半島地震との関連性の高い災害)による災害のため甚大な被害を受けた地域において、石川県が作成する復興事業計画に基づき、中小企業等が行う施設復旧等に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とします

※令和6年奥能登豪雨からの復旧については、6市町  
「七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町」が対象

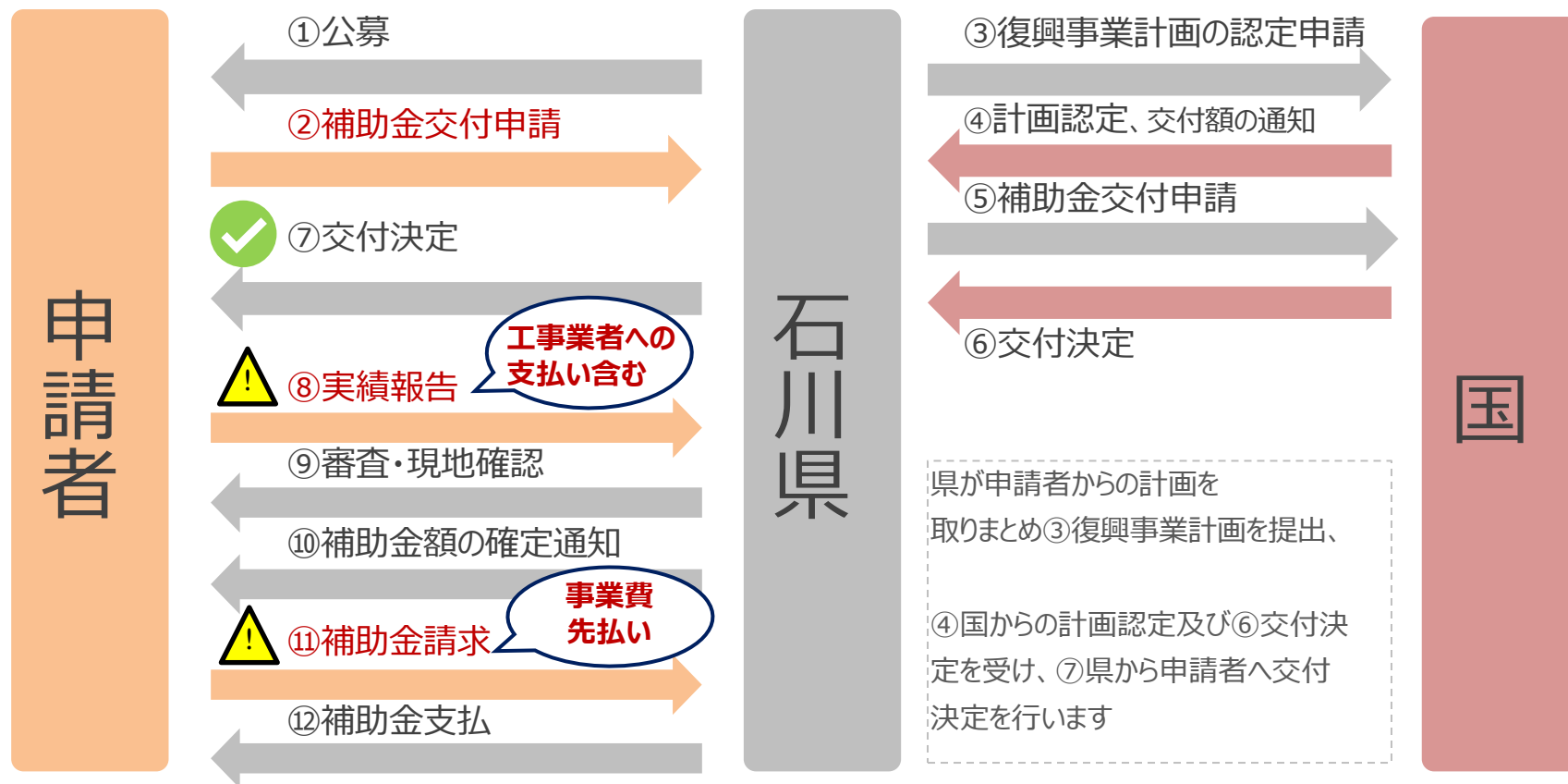
## 2. なりわい再建支援補助金の手続き

- 1 なりわい再建支援補助金の手続き
- 2 ご利用にあたっての注意点
- 3 補助金申請にあたってのポイント
- 4 申請パターン
- 5 早期の補助金申請
- 6 事前着手制度

## 2-1 なりわい再建支援補助金の手続き



- 補助金の交付を受けるには、県への補助金交付申請を行い、**交付決定**を受ける必要があります。事業完了後（**工事業者等への精算含む**）、県へ実績報告を行い、額の確定通知を受けます。  
※交付決定にあたっては、県で確認完了・とりまとめた案件を国にまとめて提出し、確認～交付決定という流れになります
- 補助金を請求するためには、申請者さまにて立替払をしていただく必要があります。県から額の確定通知を受けたのち、県へ補助金請求を行います。



## 2-2 ご利用にあたっての注意点



- なりわい再建支援補助金の交付を受けるには、石川県への補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります  
※補助金申請後に、交付決定に向けて申請書類等の補正対応を行う場合があります
- 工事業者への支払含めて復旧事業を完了させ、県へ**実績報告・補助金額の確定**をしたのちに、補助金を請求することができます（先に事業者がお金を支出する必要があります）
- 補助金の算出方法は、**補助対象経費×補助率＝補助金額**  
補助対象経費：事業に係る経費のうち補助対象となるもの  
補助率：補助金額を算出するにあたっての率
- 補助対象経費につき、**消費税は補助金の対象外**です
- なりわい再建支援補助金と**補助目的及び補助対象経費が同一でない場合であれば、他の補助金との併用は可能**です  
※市町による上乗せ補助を活用できる場合があります

## 2-3 補助金申請にあたってのポイント



- 令和6年能登半島地震等で損壊・使用困難となった建物・設備を復旧する申請内容となっているか
- チェックリストに沿って、提出書類に不備はないか
- 申請金額・対象経費は提出書類全般で一致しているか
- ①どのような被害を受け、②どのように復旧し、③費用はいくらかかるのかを押さえる

なりわい再建支援補助金交付申請用チェックリスト 4/22更新  
(提出書類は全て写真でも可・申請書類一式の控えをお手元に保管してください)

| 資料番号 | 提出書類                                                                  | 提出区分 | 様式等(入手場所)               | チェック欄                    |                          |                          |
|------|-----------------------------------------------------------------------|------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|      |                                                                       |      |                         | 申請者                      | 受付                       | 審査担当                     |
| 1    | なりわい再建支援補助金交付申請用チェックリスト                                               | 必須   | 本紙                      | ☑有                       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2    | 石川県なりわい再建支援補助金交付申請書                                                   | 必須   | 県 HP 掲載                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3    | 補助事業計画書                                                               | 必須   | 県 HP 掲載                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4    | 【法人】①現在事項証明書(商業登記)及び法人番号公表システム登録証明書、【個人】②住民票謄本<br>※令和6年能登半島地震以降に発行のもの | 必須   | ①法務局<br>②各市区            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5    | 納税証明書(石川県税務局の証明)<br>※令和6年能登半島地震以降に発行のもの                               | 必須   | 県税事務所<br>市税・県税<br>徴収事務所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6    | 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿                                                    | 必須   | 県 HP 掲載                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 7    | 保険・共済加入の同意書                                                           | 必須   | 県 HP 掲載                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8    | 【法人】貸借対照表及び損益計算書<br>【個人】確定申告書の写し及び収支計算書                               | 必須※1 | —                       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 9    | 債権者登録申請書<br>通帳の残高画面の写し<br>(金融機関名、口座番号、名義人が分かる部分)                      | 必須   | —                       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※1 交付申請時から直近1年分を提出してください。

**1 施設の復旧**

| 資料番号 | 提出書類                                                                      | 提出区分 | 様式等               | チェック欄                    |                          |                          |
|------|---------------------------------------------------------------------------|------|-------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|      |                                                                           |      |                   | 申請者                      | 受付                       | 審査担当                     |
| 1    | 現在事項証明書(建物)<br>※令和6年能登半島地震以降に発行のもの                                        | 必須   | 法務局               | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2    | 市町村が発行する名称変更届出簿等<br>※補助金を申請する施設に「 <span style="color: red;">黄色</span> 」で印 | 必須   | 各市区               | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3    | 固定資産台帳<br>※補助金を申請する施設に「 <span style="color: red;">黄色</span> 」で印           | ※1   | 任意                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4    | ①罹災(被災)証明書の写し、または、<br>②罹災(被災)証明書を提出できない理由書                                | 必須   | ①市町<br>②県 HP      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5    | 令和6年能登半島地震による被災を証する書類(施設)                                                 | ※2   | 県 HP 掲載<br>※申請時提出 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6    | 被災状況が分かる写真(カラー)<br>※③被災箇所(平面図)に写真番号・場所を記載                                 | 必須   | A4 用紙に印刷(貼付)      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 7    | 見積書一覧表(施設)<br>※④施工予定箇所(平面図)に見積書 No. 記載                                    | 必須   | 県 HP 掲載           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8    | 工事見積書(写)<br>※2事業者以上                                                       | 必須   | 任意                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 9    | 見積書不足理由書                                                                  | ※3   | 県 HP 掲載           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

チェックリストに沿って  
必要な書類を準備

フローチャートにて、  
申請区分(施設/設備)に  
応じて必要な書類を整理



## 2-4 申請パターン

原状回復：修繕が可能な場合は原則、従前施設・設備の修繕

修繕が困難である場合は、建替や入替が可能

→この場合の原状回復とは、従前の施設・設備と比べて、規模や機能、性能が同等以下

01

施設  
復旧

修繕

被災した施設であることが前提

建替

元の場所

大規模半壊以上(※)or 建替費<修理費

※修繕費用を上限として、建て替えも可  
(実際に行う工事と別に、修繕工事の見積書必要)

移転する

上記に加え、他律的要因（液状化等）

※ 2 者の見積必要

原状回復と  
異なる復旧も○

防災・減災のための  
改良（補強）

性能向上に資する機能  
付加・拡充

02

設備  
復旧

修繕

被災した設備であることが前提

入替

同一設備

修理不能の証明 or 入替費<修理費  
※修理費用を上限として、同等以上の設備への入替も可  
(実際に行う工事と別に、修理工事の見積書必要)

同一設備×

設備比較を行い、同等以下の設備に入替え  
※修理費用を上限として、同等以上の設備への入替も可  
(実際に行う工事と別に、修理工事の見積書必要)

※ 2 者の見積必要

実際に行う工事等とは  
別に、原状回復工事の  
見積書の提出が必要  
= 少なくとも  
見積書 2 × 2 の  
4 者必要

03

新分野

従来と異なる  
事業への転換

新たな  
施設建替

新事業のための施設であるか

新たな  
設備導入

新事業のために設備であるか

実際に行う工事等とは  
別に、原状回復工事の  
見積書の提出が必要  
= 少なくとも  
見積書 2 × 2 の  
4 者必要

※施設・設備の復旧に代えて、新分野事業を行うもの

※新分野事業については、原状復旧にかかる費用・新分野事業にかかる費用 のいずれか低い方が補助上限となる。

- 復旧事業が全て完了していなくても、**復旧事業に着手又は着手可能な状態で補助金申請が可能**となります。
- 被災事業者のみなさまの**早期の復旧・復興支援**や、補助金申請時における**必要書類の紛失などのリスク回避**に繋がりますので、**早期の申請**をお願いします。
- 申請については、全ての復旧工事が完了しない場合でも、経費の対象範囲を分割し復旧工事計画が立つ部分から申請する、または工期を分割し申請するなどの**分割申請も可能**です。

## 2-6 事前着手制度



- 事前着手（特例措置）とは、事業の開始時期により補助金申請ができなくなることを防ぐため、**発災から公募開始前までに着手した経費（事前着手）を特例的に補助対象**とするものです。
- 一方、能登半島地震（大規模災害）の実情を踏まえ、発災から公募の開始前の事前着手に加え、**公募開始後～交付決定前に着手した経費も事前着手**として補助対象とする運用としています。
- **過去のグループ補助金・なりわい再建支援補助金において、一定期間後に事前着手の運用は終了している**ことから、周知期間を十分に確保した上で、今後、事前着手の運用を終了することになります（時期は未定）。

### 災害補助金における事前着手のイメージ

特例の事前着手適用期間

現在の事前着手の運用期間



## 3. 補助金の交付申請にあたって

- 1 補助対象事業者
- 2 補助対象経費
- 3 補助対象と認められない経費
- 4 補助率
- 5 保険加入義務
- 6 事業継続力強化計画等の策定済み（予定）であること
- 7 補助対象経費の留意点

## 3-1 補助対象事業者①



| 区分 | 補助対象事業者                       | 詳細                                                                                     | 補助率                |
|----|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ①  | 中小企業等<br>(小規模事業者、<br>個人事業主含む) | 中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等<br>(みなし大企業・みなし中堅企業は除く)                                          | 3/4                |
| ②  | 中堅企業及び<br>みなし中堅企業             | ①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の<br>事業者等(みなし大企業は除く)                                             | 1/2                |
| ③  | 大企業及び<br>みなし大企業               | 原則、補助対象ではありません<br>ただし、上記「①の中小企業者」が補助対象事業者<br>が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付して<br>いる事業者については補助対象 | 〈補助対象となる場合〉<br>1/2 |

## ●「中堅企業」の定義

中小企業等以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

## ●「大企業」の定義

中小企業等以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

## ●「みなし大企業（みなし中堅企業）」の定義

（1）発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者

（2）発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者

（3）大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

※その他、みなし中堅企業、みなし自治体（第3セクターの場合）の考え方も同様。

## 3-1 補助対象事業者②



- 原則、次の①中小企業等、②特定事業者に該当する事業者が**補助対象**となります。

| 区分 | 補助対象事業者                    | 詳 細                                                           |
|----|----------------------------|---------------------------------------------------------------|
| ①  | 中小企業等<br>(小規模事業者、個人事業主含む)  | 中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等<br>(みなし大企業・みなし中堅企業は除く)                 |
| ②  | 特定事業者<br>(中堅企業及びみなし中堅企業)   | ①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等 (みなし大企業は除く)                       |
| ③  | ①及び②以外の企業<br>(大企業及びみなし大企業) | <b>原則、補助対象外</b><br>ただし、石川県のみ、①が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者は対象 |

- 次に該当する事業者も**補助対象**となります。

✓ **個人事業主（農家や漁業者、開業医を含む）**

✓ **以下の法人等** ※従業員等の法人の規模等により、補助の対象とならない場合があります。

士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人等）、農業法人、農業協同組合、漁業協同組合、農事組合法人、信用協同組合、医療法人、信用金庫、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、NPO法人、第3セクター、社会福祉法人、学校法人、共済組合、消費生活協同組合、森林組合、労働者協同組合 等

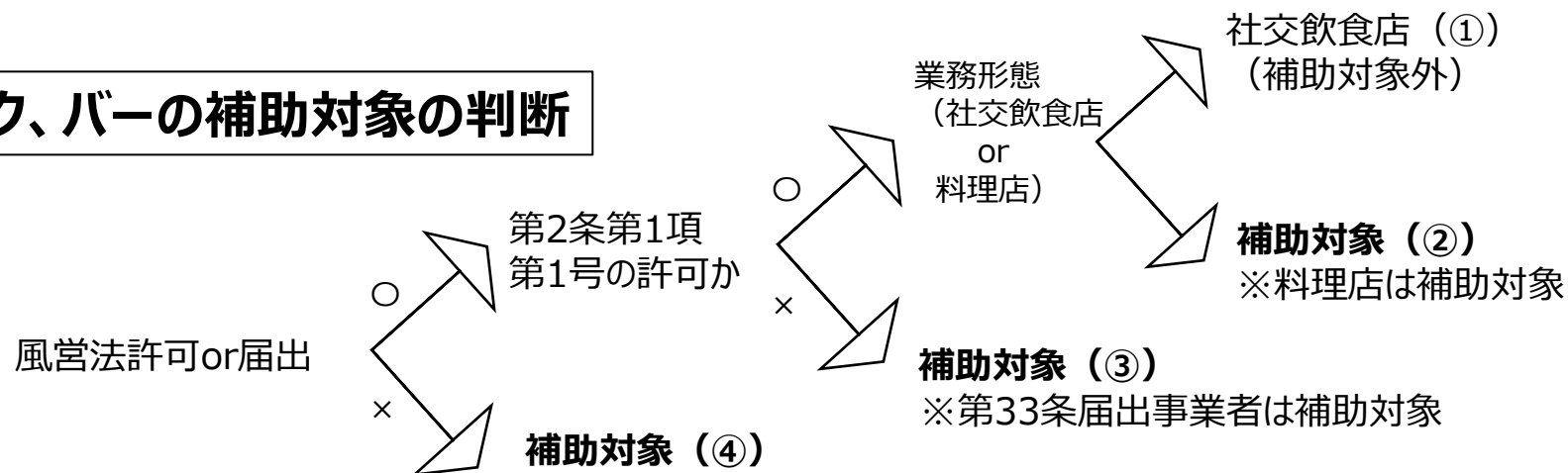
○風営法にはスナック、バーの定義はなく、営業実態に応じて許可が必要になりますが、①に該当しなければ補助対象になります。

**①風営法第2条第1項第1号許可対象事業者（社交飲食店）**

**②風営法第2条第1項第1号許可対象事業者（料理店）**

**③風営法第33条届出事業者（深夜酒類提供飲食店営業）**

### スナック、バーの補助対象の判断



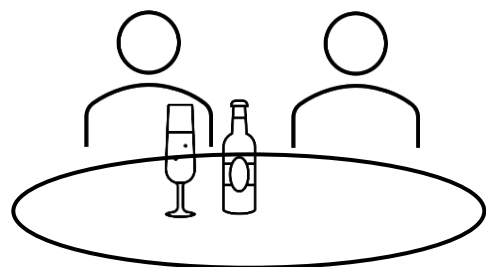
### 3-1 補助対象事業者③

## 風営法許可事業（スナック、バー）の取扱い

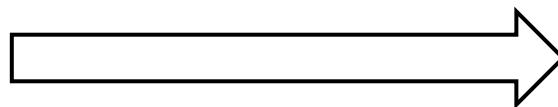


- 発災時点に、風営法第2条第1項第1号（社交飲食店）の営業許可証を取得している事業者が、風営法許可対象となる接待を伴わない営業を行っていた場合や接待を伴わない営業に切り替える場合には、警察に営業許可証を返納の上、風営法の規制対象事業者に該当しない事業者となる（営業実態の変更）ことにより、なりわい再建支援補助金の対象となります。

#### 営業実態の変更の例



開店当初は  
接待行為を行っていた  
ため許可証を取得



接待行為は行わないため、  
警察に許可証を返納



許可証を返納し、深夜  
営業のみとなったため、  
業態変更と見なし補助  
対象

## 3-2 補助対象経費①



- 中小企業等が所有し、事業に供する施設又は設備であって、令和6年能登半島地震等による災害のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費が対象となります。
- 消費税やリサイクル料等は、補助対象ではありません。（P 27 参照）
- なお、令和6年能登半島地震等による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても適正と認められる場合には補助対象となります（事前着手：P 11 参照）。

| 区分 | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設 | <p>事務所，倉庫，生産施設，加工施設，販売施設，検査施設，共同作業場，原材料置場，その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設</p> <p>※修繕が可能な場合は，原則修繕が補助対象です。建て替え・移転を補助対象とするには，原則、全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。</p> <p>〔 移転は、河川の拡幅工事による立ち退きや、市町村による集団移転計画、液状化に伴う建築制限、など、事業者の責めに帰さない他律的な要因や合理的な理由により、現地での復旧が困難な場合可能です 〕</p> |
| 設備 | <p>復興事業に係る事業の用に供する設備</p> <p>※修繕が可能な場合は，原則修繕が補助対象です。入替を補助対象とするには，入替え設備が同等品であることの確認書等が必要です。</p> <p>※入替えは修理が不能であること、または見積比較により修理費用より入替費用が安価となる場合可能です</p>                                                                                                                  |

※上記の「施設」及び「設備」の復旧又は整備に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、排土費を含みます。

※撤去費用のみの場合は、補助対象経費として認められません。

## 3-2 補助対象経費② 施設移転について



- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨被害により、事業者の責めに帰さない他律的な要因や合理的な理由がある場合は、移転による復旧も補助対象となります。

※他律的要因や合理的な理由の例：河川の拡幅工事による立ち退きや市町村による集団移転計画、液状化による建築制限による移転、ハザードマップ等を活用し再度被災するリスクが低減される場所への移転など

※修繕（原状回復）に要する費用が上限

※実際に行う工事とは別に、修繕工事の見積書の提出が必要

- また、新分野事業として、従前の施設等の原状回復では、事業再開や継続、売上回復が困難な場合であり、新たな需要開拓等に資する取組であると判断できれば、移転による復旧も補助対象となります。

- 移転を伴う場合には、移転前の建物の解体費用は補助対象外となるなど、補助対象経費が現地での建て替えと異なる場合があるため、注意が必要です。

- 施設移転を伴う復旧の場合は、移転元の地域の住民生活や地域経済、サプライチェーンに影響を及ぼす可能性もあることから、それらに影響を及ぼす可能性のある場合には、できる限り早く事業者支援センターへのご相談をお願いします。

※事業の目的としては、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たす場合に支援し、被災地域の復旧又は復興を促進するとしている

## 3-2 補助対象経費③

### 地盤・土壌改良や解体費用、がれき撤去の取扱いについて



- 液状化被害がある場合等の地盤・土壌改良費用、被災した施設の解体費用、がれきの撤去費用は、現地での施設等の復旧に必要不可欠な場合は、補助対象となります。

#### <地盤・土壌改良>

- 震災前の地盤や土壌の状態に戻すため、施設等の復旧に付随する地盤・土壌改良費用は補助対象

※施設等の復旧に付随しない地盤・土壌改良のみは補助対象外

※移転して建て替えを行う場合、従前施設の地盤・土壌改良費用は原則補助対象外

#### <解体撤去>

- 現地での建て替えを行う場合、施設等の復旧に付随する従前施設等の解体費用は補助対象

※解体のみは補助対象外

※移転しての建て替えを行う場合、従前施設や移転先にある施設の解体費用は原則補助対象外

※現地建て替えの場合でも同一敷地内(同一住所など)で建て替えを行う場合には、解体費用が補助対象外となる場合がある

#### <がれき撤去>

- 現地での復旧を行う場合、がれきを撤去しないと事業再開ができない場合など、施設等の復旧に付随する撤去費用は補助対象

※がれき撤去のみは補助対象外

※移転しての復旧を行う場合、従前の土地や移転先にあるがれき撤去費用は原則補助対象外

※対象外となる費用を含め、解体費用やがれき撤去については、環境省の支援策（災害廃棄物処理事業費補助金）を活用した市町村の公費解体事業の対象となる可能性があります。

1 1 ページに記載している「事前着手制度」において必要となる書類は、主に以下のとおりです。

| 必要となる書類例                 | 具体例                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○被災した施設・設備の<br>所有証明、使用証明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災したことがわかる写真</li> <li>・申請者の所有物であることを証明するもの<br/>例) 名寄帳兼課税台帳等、償却資産台帳</li> <li>・業務上使用していたことを証明するもの<br/>例) 整備記録 など</li> </ul>                                  |
| ○見積書                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、複数者の見積（相見積）を取得</li> <li>・見積書がない場合は、その理由書<br/>例) 早期の復旧が必要で、すでに購入していた or<br/>事業に取り掛かっていたなど</li> </ul>                                                     |
| ○復旧後の施設・設備に<br>ついての同等性証明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した施設、設備の性能等を証明するもの<br/>例) 建物の設計図、設備の仕様書</li> <li>・民間専門業者（メーカー、販売店）による「設備比較証明書」<br/>※パソコン・車については、時流の変化等により、<br/>一部の機能・性能向上が避けにくい場合も設備比較証明書が必要。</li> </ul> |
| ○車両を入れ替える場合<br>における廃棄証明  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両については、今後の使用が不可能であることを確認するため、<br/>「永久抹消登録」、「使用済自動車引取証明書」などが必要。<br/>※修理不能証明書がなければ、入替え不可</li> </ul>                                                         |

## 3-2 補助対象経費⑤ 新分野事業



- 原則、なりわい再建支援補助金で補助対象になるのは、中小企業者等が自ら保有している、事業の用に供する施設・設備の原状回復に要する経費です。
- ただし、従前の施設等の原状回復では、事業再開や継続、売上回復が困難な事業者は、**新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新分野事業」）**による施設等の整備費用も補助対象となります。
- その際、従前の施設等の復旧に代えて、**原状回復に要する経費を上限として、新分野事業に係る施設・設備の整備に要する経費**が補助対象とすることが可能です。

### 【新分野事業の例】

- 新商品製造ラインへの転換
- 異業種への展開
- 従業員確保のための新たな宿舍整備
- 等

| 申請条件                                                                                                                 | 補助対象経費                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①なりわい再建支援補助金の要件を満たしていること。</p> <p>②従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。</p> <p>③新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。</p> | <p>従前の施設・設備への原状回復に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。</p> <p>※<b>令和6年能登半島地震等前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限。</b><br/>(原状回復工事の見積書の提出も必要)</p> |

## 3-2 補助対象経費⑥ 新分野事業の具体例



### <①新商品製造ラインへの転換>

例：被災前に製造していなかった商品を新たに製造するために、従前の設備への復旧等に代えて、新たな設備を整備する取組

### <②従業員確保のための宿舍整備>

例：新分野事業における新たな取組みを行うに際して、宿舍整備による従業員確保が必要である場合、被災した従前の施設等の復旧に代えて新たな宿舍整備を行う取組

### <③異業種への展開事例>

例：旅館業を営んでいたが、風評被害により観光客が減少し、従前の事業施設の復旧では売上の回復が困難なことから、地域産品を使った商品を開発した上で、その製造を行う工場を新分野事業として整備することにより、販路拡大による売上回復を図る取組

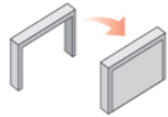
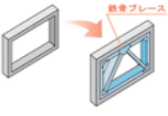
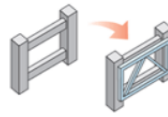
※ただし、原状回復に必要な経費に補助率（3/4以内又は1/2以内）を乗じた額が上限です。

## 3-2 補助対象経費⑦

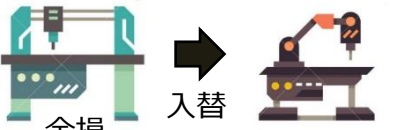
### 原状回復を超える改良・補強、機能付加・拡充

- 修繕が可能な場合は原則、従前施設・設備の修繕となりますが、修繕が困難である場合などは、建て替えや入替が原状回復として認められます。この場合、従前の施設・設備と比べて、規模や機能、性能が同等以下であることをいいます。
- 施設の建て替えや大規模修繕において、現行の法令基準（耐震基準等）を満たす必要がある場合は、その法令基準を満たすための最低限の構造強化等は原状回復として認められます。
- 半壊など修繕が可能な場合でも、修繕（原状回復）費用を上限として建て替えが可能です。  
※この場合、実際に行う工事等とは別に、修繕工事の見積書の提出が必要
- 原状回復費用を上限として、原状回復を超える防災・減災に資するような改良（補強）や性能向上に資するような機能付加・拡充を図ることも可能です。  
※この場合、実際に行う工事等とは別に、修繕工事の見積書の提出が必要

#### <主な改良（補強）の事例>

| 後打ち壁の増設                                                                                                                                    | 鉄骨枠組補強                                                                                                                                                     | 外付け鉄骨補強                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>新たな壁を鉄筋コンクリート等で増設し耐震補強を行います。建物の内部、外部を問わずに設置できます。</p>  | <p>柱・梁に囲まれた中に鉄骨ブレースを増設することにより耐震補強を行います。開口部を残しながら耐震性能を向上させることが可能です。</p>  | <p>建物の外側に鉄骨ブレースを増設することにより耐震補強を行います。既設の壁やサッシの解体が少なく済みます。</p>  |

#### <主な機能付加・拡充の事例>

| 修繕に伴い機能付加                                                                                                         | 入替に伴い機能拡充                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一部手動 → 全自動</p> <p>修繕</p>  | <p>生産量100個/時 → 生産量200個/時</p> <p>全損 → 入替</p>  |

## 3-2 補助対象経費⑧ 受取保険金・共済金の取扱い



- 本事業で復旧等を行う施設・設備について受領する保険・共済金がある場合、まず、復旧等に係る補助対象経費の内の自己負担分に充当してください。
- 補助金の自己負担分を超える受取保険・共済金がある場合には、**超える部分の保険・共済金額の半額を補助金額から控除**し、その残りの額が補助金額となります

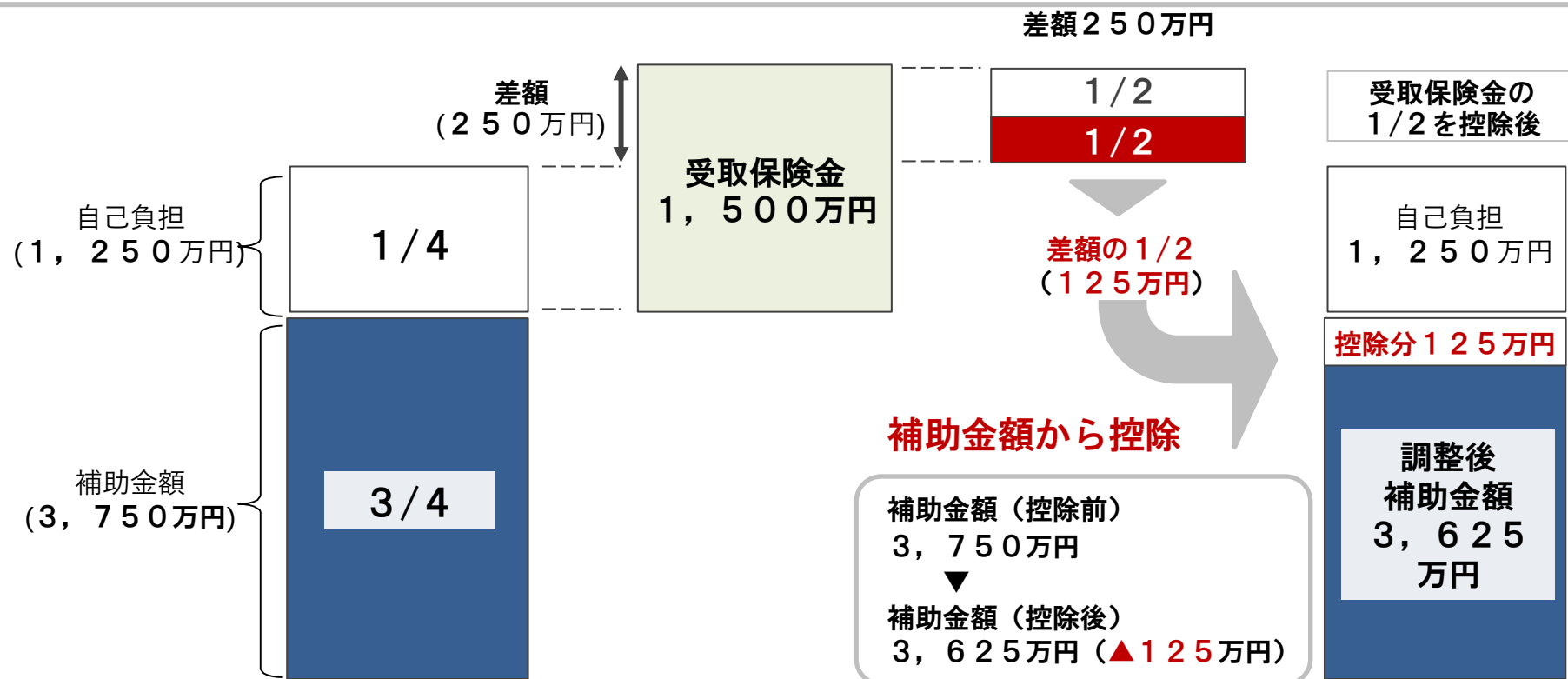
※受取保険金・共済金が自己負担部分を超えない場合は、控除は発生しません。

※ただし、迅速な復旧を進めるため、受取保険金額が確定する前から補助金の手続きを受け付けることとしています。

(例) 補助対象経費：5,000万円（補助率3/4）

(うち補助金額：3,750万円、自己負担額：1,250万円)

受取保険金額：1,500万円 = **受取保険金 > 自己負担額**



## 3-3 補助対象と認められない経費①



※次の経費は原則、補助対象と認められません。

### 補助対象と認められない経費（その1）

#### ●令和6年能登半島地震等に起因する被害ではないもの

例1) 令和6年能登半島地震等の前から使用不能であった施設・設備

例2) 令和6年能登半島地震等の後に災害に起因せず損壊、滅失、  
継続して使用することが困難になった施設・設備

例3) 令和6年能登半島地震等の前から事業用として使用されていなかった  
空き店舗・事業所等

例4) 被害を立証する資料が提出されないもの

#### ●償却資産にならないもの（耐用年数のないもの）

例1) 事務用品・消耗品

例2) 在庫又は陳列されていた商品，原材料等

## 3-3 補助対象と認められない経費②



※次の経費は原則、補助対象と認められません。

### 補助対象と認められない経費（その2）

#### ●制度上補助対象と認められないもの

例1) 各種税（印紙税、消費税等　　）

例2) 各種行政手続き費用

（建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続きや申請代行費用）

例3) 各種保険料や保守費用

例4) 住居等、事業用途以外の施設・設備

（店舗兼住居の場合は店舗部分のみが対象）

例5) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、事業用途以外の賃貸目的の施設

（アパート、マンション等）や設備（レンタカー事業者のレンタル用車両等）

例6) 自社復旧の際の人件費

例7) 在庫又は陳列されていた商品、原材料等

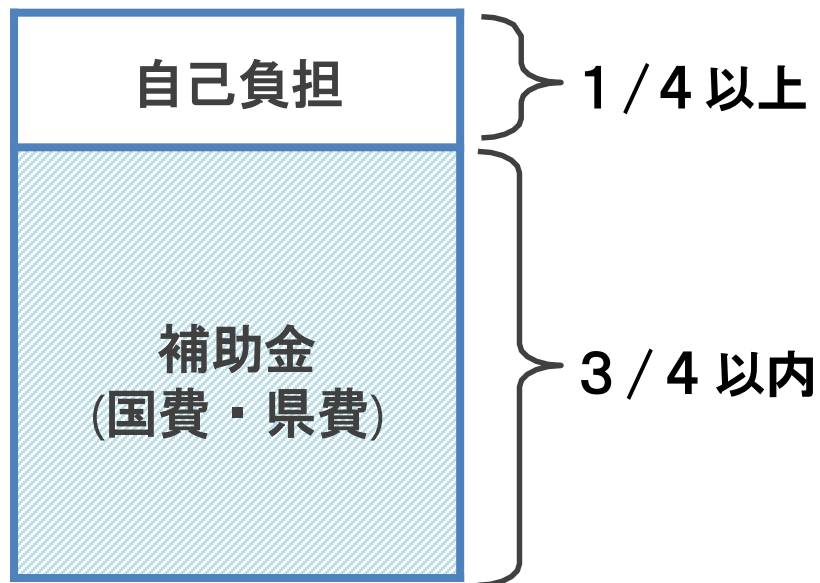
## 3-4 補助率①



- 補助金の交付申請を行う場合の補助率は次のとおりです。
- また、1 事業者当たりの補助金額の上限は **1 5 億円** です。

### 【中小企業等】

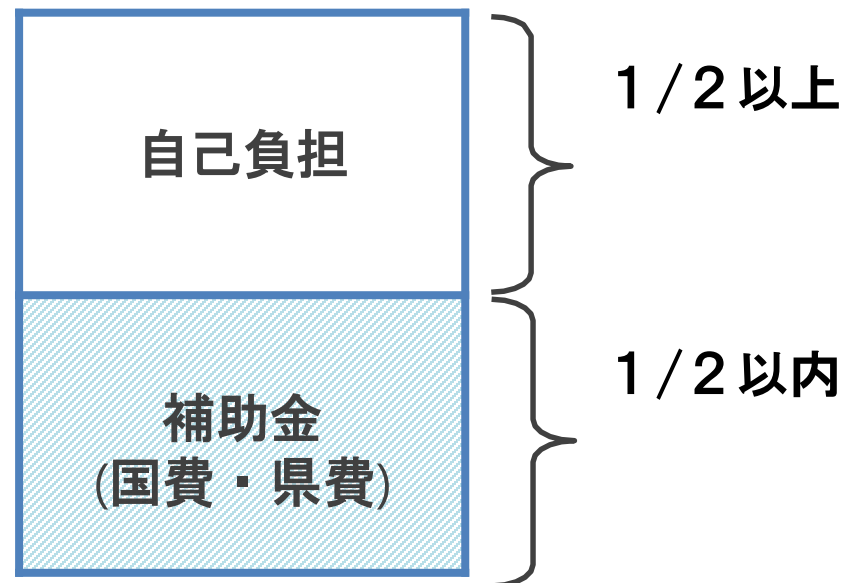
補助金  $3/4$  以内



### 【中小企業等以外】

※原則、大企業除く

補助金  $1/2$  以内



※過去数年以内の災害で被災し、復興途上であるなど、一定の要件を満たす場合は定額補助となります

## 3-4 補助率② <特例>定額補助



### ●対象事業者※以下の全ての要件を満たす事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者
  - ア 事業用資産への被災が証明できる事業者（※1）
  - イ 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
- （※1）例：り災証明、被災証明、地震保険を受領した証明等
- ③次のいずれかに該当する事業者
  - ア 過去数年以内に発生した災害の発生日以降、売上高が20%以上（※2）減少している事業者
  - イ 令和6年能登半島地震等発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている者
- （※2）「過去数年以内に発生した災害時の災害前」と「令和6年能登半島地震等前」の比較。  
なお、コロナ以降の災害については、コロナ前との売上の比較することも可能。
- ④交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ⑤今回の災害で施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者

### ●補助対象経費

3 / 4 補助の対象と同一

### ●上限・補助率

上限5億円の内、国2 / 3、県1 / 3を定額補助  
（＝補助率10/10）

# 3-4 補助率② <特例>定額補助



## [通常 3/4 補助]

ex)補助対象経費5億円

▶▶ 3.75億円補助

## [定額補助（上限5億円）※一定の要件あり]

上限5億円未満の例  
ex)補助対象経費3億円

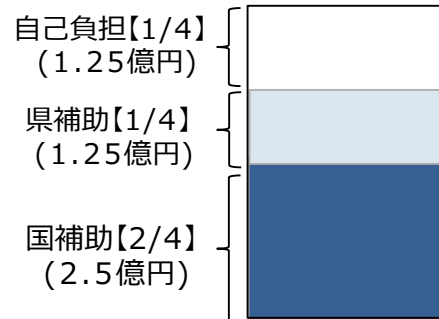
▶▶ 3億円補助

上限5億円ちょうど  
補助対象経費5億円

▶▶ 5億円補助

上限5億円以上の例補助  
対象経費15億円

▶▶ 12.5億円補助



上限5億円

県定額補助  
【1/3】  
(1億円)  
国定額補助  
【2/3】  
(2億円)

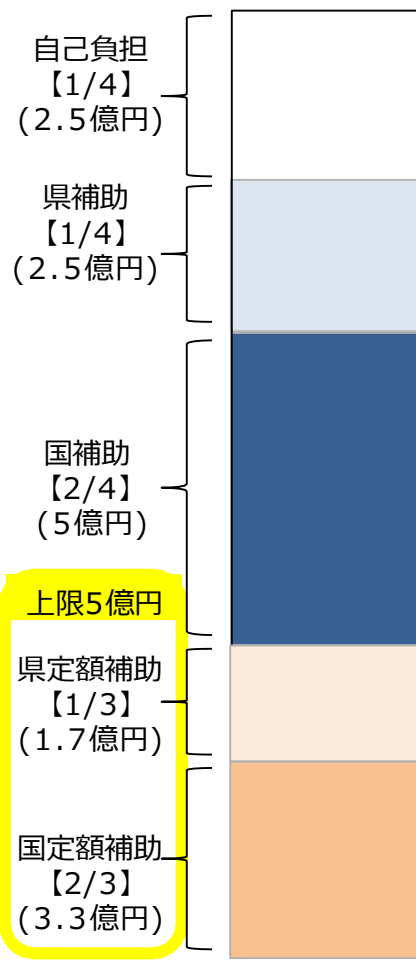
上限5億との差額2億が、  
定額補助される事はない

上限5億円

県定額補助  
【1/3】  
(1.7億円)  
国定額補助  
【2/3】  
(3.3億円)

上限5億円

県定額補助  
【1/3】  
(1.7億円)  
国定額補助  
【2/3】  
(3.3億円)



## 3-5 保険加入義務①



### ●なりわい再建支援補助金の利用には、対象物の保険・共済への加入が必要です

なりわい再建支援補助金を利用する事業者には、「自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済」に**今回補助を受ける施設・設備の加入を義務付ける**ものとします。

なお、小規模事業者にあつては、この限りではありませんが、令和6年能登半島地震等で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に代わる取組を実施する必要があります。

〔 B C P 計画策定、事業継続力強化計画策定など 〕

BCP(事業継続計画)について(県HP)



### ●補助対象物への保険の必要付保割合

事業規模に応じて、**下記の付保割合以上での保険加入が補助金受給の条件**

※付保割合の基準は、補助対象経費部分ではなく、補助対象物全体の再調達価額に対してです。

※施設・設備ごとに付保割合の基準を満たすことが求められます。

<事業者区分ごとの付保割合>

(1) 小規模事業者：30%以上 **(推奨)**

(2) 中小企業者等：30%以上 **(必須)**

(3) 中堅企業以上：40%以上 **(必須)**

※小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)

付保割合とは、施設等の再調達価額(※)に対する保険金の設定割合のこと  
※建物であれば、建て替え(再構築)、設備であれば入替え(再取得)に要する費用

<加入する保険の種類>

新価(再調達価格)型：同等のものを新たに建築・購入するのに必要な金額を対象

連動(比例)型：損害額に応じた保険金

定額(限度額設定)型：実際の損害額とは無関係に、契約時に取り決めた金額を保険金として支払

※時価型(同等のものを新たに建築・購入するのに必要な金額から「経過年数による価値の減少と使用による消耗分」を差し引いた金額を対象とする保険)は、付保割合を保証できず、不可

### ●必要書類、及び、提出のタイミング

必要書類：「自然災害(風水害)による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備の加入したことを示す契約書、保険証書等

補助対象経費外の施設・設備との一体契約の場合は、必要カバー率を満たす事を示す内訳等も併せて提出すること。

タイミング：実績報告書の提出時

※なりわい再建支援補助金は、全ての災害に必ず措置をされるものではありません。  
平時から自助による事業継続・災害への備えを、お願いいたします。

※後年、同規模の大災害が発生し、支援策が措置された場合も、今回の保険の必要付保割合を前提とすることも検討されておりますので、ご留意下さい。

## 3-6 事業継続力強化計画等の策定済み（予定）であること



● **なりわい再建支援補助金の利用には、事業完了時点で事業継続力強化計画等を策定したことを確認いたします。**

なお、中小企業強靱化法に基づく、事業継続力強化計画に限らず、**石川県が定めるBCP計画や企業独自で策定するBCP計画でも可**とします。

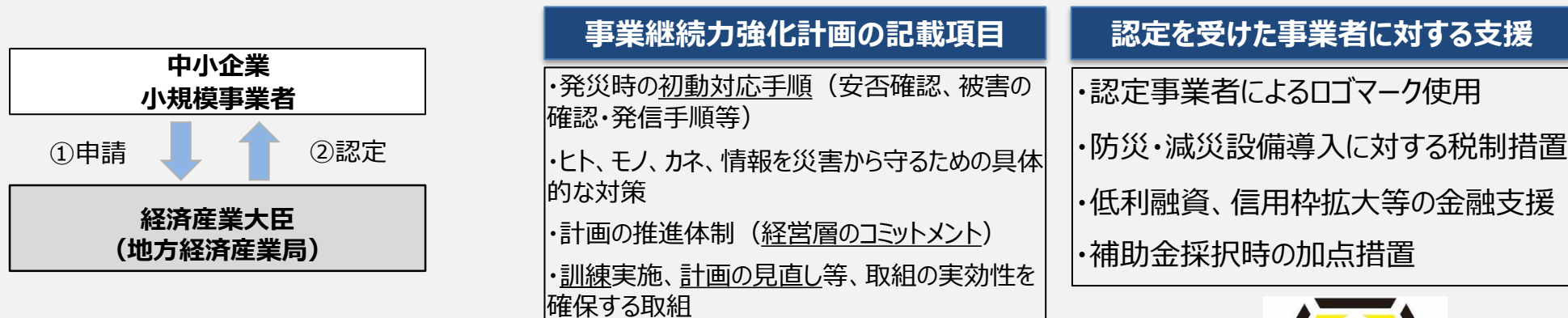
BCP（事業継続計画）  
について（県HP）



### 【参考】事業継続力強化計画認定制度の概要

● **自社の災害リスク等を認識し、防災・減災の事前対策に取り組むための計画です。**

また、認定を受けた事業者は、**税制措置や金融支援等の支援策の活用が可能です。**



#### 【計画の種類】

##### ■ 事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が単独、または、協力者の協力の下で実施する計画

##### ■ 連携事業継続力強化計画

2者以上の中小企業者・小規模事業者が他の中小企業等や大企業や経済団体等と連携の下で実施する計画



## 3-7 補助対象経費の留意点①



### ①施設・設備の復旧における修繕と入替えの取扱い

- ・ 原状回復を原則としていますので、修繕による復旧が前提となります。
- ・ ただし、修繕が困難な場合等は、建て替え又は入替えによる原状回復が認められます。
- ・ また、建て替え又は入替えによる原状回復が認められない場合でも、修繕による原状回復費用を上限として、建て替え又は入替えを行うことは可能です。

#### i. 施設（建物）について

- ・ 原則、建て替えが原状回復費用として認められるには、「罹災証明書」や「建築士による証明(県様式もしくは様式自由)」で『全壊』又は『大規模半壊』相当であることが必要です。
- ・ 正当な理由があつて被災物件の修繕費よりも建て替え費用が安価な場合は、『全壊』又は『大規模半壊』の判定が無い場合にも建て替えによる原状回復が可能です。  
※建築士等による修繕よりも建て替えが安価になる理由書の提出(様式自由)が必要です。

#### ii. 設備について

- ・ 原則、入替が原状回復費用として認められるには、設備メーカー等による修理不能である証明が必要です。
- ・ なお、正当な理由があつて被災設備の修理よりも入替費用が安価な場合には、修理不能であることの証明がない場合でも入替による原状回復が可能です。

「入替後の設備が従前設備と同等である旨の比較表」「見積書による費用比較」のほか、「修理よりも入替が安価となる合理的な理由を専門事業者が説明した書類(任意様式)」が必要です。

### ②リース物件の取扱い

- 使用者自身が所有者ではないため、使用者自身で補助金交付申請はできません。
- しかし、当該リース物件が使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合には、対象とすることができます。補助金交付申請もリース事業者が行うことになります。

※リース契約内容を、被災前の内容から変更して契約する場合は、補助対象と認められない場合があります。

※なお、所有者（補助金申請者）に対して、財産処分の制限が課せられますので、当該リース物件の使用の変更や譲渡、目的外使用を行う場合は、事前の手続きが必要です。この場合、原則として補助金相当分の返納が生じます。

※リース事業者から使用者に所有権を移した上で、使用者が補助金交付申請を行うことができる場合があります。

## 3-7 補助対象経費の留意点③

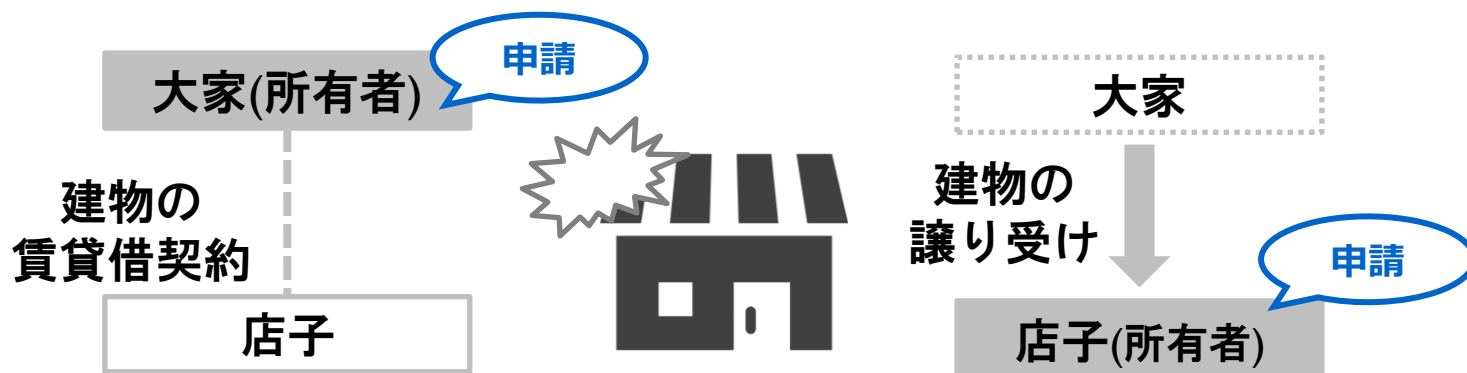


### ③賃貸物件の取扱い

- 貸付物件は原則として補助対象と認められません

ただし、被災時に「①中小企業等」、「②中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備で、①及び②の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には、例外的に補助対象となります。

- **賃貸物件における申請者は所有者 = 被災当時の大家です**
  - ☑ 令和6年能登半島地震等災害後に**大家が変わった賃貸物件についても、店子の事業再開に不可欠な場合には、その範囲内に限り、新たな大家の賃貸物件も補助対象**です
  - ☑ **店子が大家から物件を譲り受けた上で、店子が申請を行うことも可能**です



### ③賃貸物件の取扱い

#### (賃貸物件の財産処分の考え方について)

- 大家（所有者）に対して、財産処分の制限が課せられますので、当該物件の店子（使用者）の変更や譲渡、目的外使用、取壊し等を行う場合は、事前の手続きが必要となります。

この場合、原則として、譲渡額や残存簿価相当額等に補助率を乗じた額の返納が生じることとなります。

- ただし、復旧事業が完了し、店子（使用者）の事業再開後、大家（所有者）の責によらず、店子（使用者）の入替え（使用者の変更）が生じた場合、新たな店子（使用者）が県の復興事業計画の実施に資する等、  
特段の事情が認められる場合には、事前の手続きにより再処分条件を付した上で、補助金相当分の返納を求めない場合がございます。

## 3-7 補助対象経費の留意点④



### ④汎用性のある設備、機器の取扱い

#### i. ベッド、テレビ、パソコン等

- ホテルの客室用ベッドやテレビ、事務で使用するパソコンなどは、資産計上されているなど被災前に所有していたこと及び業務用に用いていたことなどが証明できれば、補助対象となります。

※業務外利用の可能性があるものは、補助対象となりません。

※ソフトウェア等は補助対象と認められません。

- 復旧後は、原則、資産計上を行っていただく必要があります。

#### ii. 車両

- 資産計上されているなど被災前に所有していたこと及び外形的に業務上使用されていることなどが明確であれば（企業名が車体に印刷されている等）、補助対象となります。

※事業用途以外の使用可能性があるものは、補助対象となりません。

※自動車取得税、重量税、登録費用等など法定費用等は補助対象となりません。

- 復旧後は、原則、資産計上を行っていただく必要があります。

## 3-7 補助対象経費の留意点⑤



### ⑤車両の復旧について — 1

#### 1 補助対象とすることができる車両

○被災前に所有していたこと及び事業のみに用いており、事業内容に適した車種であること。

・「被災前に所有していたこと」

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること。

・「事業のみに用いていたこと」

資産計上されており、外形的に事業用途で使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められること。

#### 【復旧前】

事業用のみで資産計上されており、かつ次の要件を複合的に確認します。

- ①車体に企業名、屋号等が明示されていること
- ②運行記録、業務日報など事業の用に供していたことを証する書類
- ③自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること
- ④当該車両に係る任意保険の使用目的設定を「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること
- ⑤その他、事業のみに使用されていたことを証する書類

※②～⑤の書類により事業以外の用途で使用されていることが確認された場合は、補助対象と認められません。

#### 【復旧後】

事業用のみで資産計上されていること 及び車体に企業名・屋号等 もしくは補助金名が印刷（※1）されておりかつ次の要件を複合的に確認して判断します。

- ①自動車保管場所が事業所（※2）となっていること
- ②運行記録、業務日報の記録が行われること
- ③当該車両に係る任意保険の使用目的設定を「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

※1 見やすい箇所に判読可能な適正な大きさ（概ね1文字縦・横5cm以上）で容易にはずれないような方法で標示すること。

※2 事業所が契約している隣接の駐車場も含む。事業所に駐車場が無い場合を除く。

### ⑤車両の復旧について — 2

#### 被害車両の修繕及び入替えでの補助対象経費

##### (1) 修理不能の車両の入替えについて

被災車両は原則修理(修繕)ですが、修理不能となった場合には、販売店や修理工場などから修理不能の証明書を入手し、被災車両の永久抹消登録の手続きを行うことで、被災車両と同等品以下の新車又は中古車への入替え費用を補助対象とすることができます(※)。

なお、中古市場に出回るもの(下取り)は、修理可能という判断になるので入替えによる復旧は原則できません。

※被災車両の引き取りの際に、車両の対価(スクラップ、部品取りでの買取)について支払いがあったとしても、補助対象経費からは差し引きません。

##### (2) 修理(修繕)可能な車両の入替えについて

修理(修繕)可能な車両についても、「修理(修繕)費用」と「下取り適用後の入替え価格(同等品以下の新車又は中古車への入替え費用)」を比較し、「下取り適用後の入替え価格」が安価な場合は、「下取り適用後の入替え」による復旧も補助対象とすることができます。(この場合の補助対象経費は下取り適用後の入替え価格とします。)

##### (3) 入替え車両の調達について

入替えに当たっては、被災前の資産を復旧することから、被災前に新車で調達したものは新車でも中古車でもかまいません。なお、被災前に中古で調達したものについては、原則中古での復旧となります。

### ⑤車両の復旧について — 3

#### (4) 同等品の判断

入替え車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に確認します。

なお、同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが対象と認められません。

ただし、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合は、被災前車両の原状回復に必要な経費を上限として補助対象とすることができます。

注1) 被災車両が著しく古いため、現在同等品が販売されていないなど同等品の調達が困難な場合は、現在調達可能な最低限ランクの車両への入替えが可能です。（最低限ランクの車両でない場合は、購入費用そのものが補助対象と認められません。）

注2) 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない、等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、「設備比較証明書」等により総合的に同程度の水準と判断された場合は補助対象とします。

#### (5) 入替え車両の装備品について

入替えを行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務上必須なものについてのみ補助対象とします。ただし、性能向上を意図し、入替え調達時に、被災時に付属していなかった装備品を取り付けて調達することは、被災前車両の原状回復に必要な経費を上限として補助対象とすることができます。

#### (6) 補助対象と認められない経費

車両入替えの際の補助対象経費は、車両本体（補助対象となる装備品を含む）のみで、自動車取得税、重量税、登録費用など法定費用等は補助対象と認められません。

また、同じ性能の範囲内で車両を増やすことは補助の対象と認められません。（4トントラック1台→2トン2台など）

ただし、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合は、被災前車両の原状回復に必要な経費を上限として補助対象とすることができます。

### ⑤車両の復旧について — 4

#### その他

##### (1) 自動車修理工場などの、いわゆる「代車」について

いわゆる「代車」については、過去にいわゆる代車落ちしたものを販売していないことなど、商品として売却していないことを確認します。

**なお、交付決定後に売却した場合には、当該車両に係る補助金の交付決定を取り消し、補助金の返納をしていただきますのでご注意ください。**

##### (2) ローン・割賦販売により調達した車両について

なりわい再建支援補助金は、所有者が復旧することとしているため、車両の登録上の所有者が、補助金申請をする必要があります。

なお、補助金申請前に残債処理による所有権移転を行い、自らが所有者として復旧をすることとしてもかまいません。

# 補助金交付申請の主な提出書類

補助金交付申請時の主な必要書類は次のとおりです。

|   | 提出書類                               | 備考                             |
|---|------------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 補助金交付申請書、補助事業計画書                   |                                |
| 2 | 県税の未納がないことの証明書                     | 各県税事務所の窓口で取得してください(※)          |
| 3 | 見積書一覧表                             | (施設・設備それぞれ別に作成)                |
| 4 | 施設・設備の復旧に係る見積書の写し                  | 原則2者以上<br>見積書不足理由申立書(2者以上ない場合) |
| 5 | 新施設の用途、構造、面積のわかる詳細図                | 建て替えを行う場合                      |
| 6 | 設備の入替えを行う場合は、修理不能であることの証明書、設備比較証明書 | 県ホームページに様式等を掲載                 |

その他の必要な書類については、補助金交付申請用チェックリストを参考に、もれなく提出してください。

※「県税の未納がないことの証明書について」

→県税事務所にて取得する「県税全般の滞納がないこと」を証明する書類をご提出ください

①入手方法・手数料等は、各県総合(県税)事務所あてにご相談ください

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/kenzeinouzei.html>)

②申請書は、同HP内「申請様式」のとおり

③記載例は、同HP内「申請方法」の各事例をご参照ください

納税証明書の交付申請について<石川県HP>



※令和6年(2024年)能登半島地震で被災された方につきまして、状況により手数料を減免できる場合があります。詳しくは、最寄りの県総合(県税)事務所にお問い合わせください。

## 4. 財産処分について

## 4 財産処分について



補助金の財源は、全国のみなさまに納めていただいた税金等の貴重な財源でまかなわれています。従って、補助事業で整備した施設・設備は、補助の目的に従い大切に使用していただく必要があります。

- なりわい再建支援補助金をはじめとした補助金で整備した施設・設備は、一定の期間※、補助目的（補助金を申請したときの用途）のとおり使用しなくてはなりません。
- **本事業で復旧（取得や修繕）を行った施設や設備等の財産を別の目的で使用したり、譲渡、貸付、取壊し、廃棄、担保権の設定等の処分を行う場合は、事前に知事の承認が必要です。**
- **これら財産の処分の承認の際には、原則、補助金相当分を返納いただきます。**
- **補助金相当分の返納がなされれば、上記の財産の処分制限が解除され、自由に使用や処分を行うことができます。**

※一定の期間とは・・・施設や設備の内容に応じて定められており、これを処分制限期間といいます。主な処分制限期間は以下のとおりです。主な処分制限期間は以下のとおりです。

なお、修繕による復旧を行った施設・設備についても、補助事業における修繕が完了した日（検収年月日）を起点として、それぞれ定められている財産ごとの処分制限期間となります。

### 施設（主なもの）

○鉄筋コンクリート造  
事務所 50年、店舗 39年、工場 38年  
○金属造（骨格材4mm超）  
事務所 38年、店舗 34年、  
工場・倉庫 20年  
○木造  
事務所 24年、店舗 22年 など

### 機械・装置（主なもの）

食料品製造業用設備 10年  
金属製品製造業用設備 10年  
道路貨物運送業用設備 12年など

### 車両及び運搬具（主なもの）

貨物自動車（ダンプ除く）5年など

## 4 財産処分について②



- 財産処分による納付額については、必ずしも補助金額全額というわけではなく、財産処分の内容に応じて、それぞれ譲渡額や残存簿価相当額等に補助率を乗じた額となります。
- また、以下については、財産処分に該当しない場合や補助金相当額の納付を求めない場合があります。

### (1) 財産処分に該当しない場合（手続き不要）

- ①取得価額が単価 50 万円未満の機械、器具及びその他の財産（不動産等の従物を除く）を処分する場合
- ②業務時間外や休日等を利用して補助目的の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合
- ③補助金で整備した施設に付帯設備の設置を行う場合
- ④補助目的を遂行するために必要な、機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合

### (2) 補助金相当額の納付を求めないことがある場合（手続き必要）

- ①補助目的たる事業を後継者や第三者に譲渡し、継続してもらう場合
- ②災害又は火災により使用できなくなった場合の取壊し又は廃棄
- ③立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄
- ④公共工事等事業者の責めに帰することのできない事由により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
- ⑤老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
- ⑥社会経済情勢の変化等により復旧した施設・設備を維持する意義が乏しくなった場合の取壊し又は廃棄
- ⑦事業者の資金繰りの悪化等により、復旧した施設・設備を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し又は廃棄

### 補助事業（復旧事業）における担保権の設定について

- なりわい再建支援補助金で復旧を行う施設・設備（処分制限財産）について、その復旧に必要な資金調達をするために、復旧対象である当該施設等に担保権の設定を行う場合には、必要な手続きを経たうえで、一定の条件のもと、担保権の設定が認められます。

#### （質問）

補助事業における自己負担分について貸付を受けたい。貸付元から、復旧の対象となる工場に抵当権の設定を求められた。この場合、抵当権の設定が認められるか。

#### （回答）

必要な手続きを経たうえで、担保権の設定が認められます。

この場合において、担保権の設定が認められるのは、復旧対象である工場の復旧費用に係る自己負担分の範囲内であることが原則となります。

担保権の設定を承認する際には、担保権が実行された場合に補助金相当分を納付していただくことを条件に承認することになります。

なお、根抵当権の設定は、原則認められません。

- 私有財産については、天災が原因であっても、自費による復旧が原則とされています。  
そのようななか、本事業は、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。

- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例) ・交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。

・経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。

・**本事業で復旧や取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要**

です。(処分とは、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。)

※補助金の交付申請書で、個別の復旧事業の内容が補助の対象となるかどうかについて審査を行います。

※補助金の申請は、行政書士法に基づく場合を除き、申請者自身が作成する必要があります。

# 【参考】中小企業者の定義（抜粋）

## 中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

### （１）会社及び個人

| 業種                                             | 従業員規模・資本金（出資金）規模  |
|------------------------------------------------|-------------------|
| 製造業・その他の業種                                     | 300人以下又は3億円以下     |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人以下又は3億円以下     |
| 卸売業                                            | 100人以下又は1億円以下     |
| 小売業                                            | 50人以下又は5,000万円以下  |
| サービス業                                          | 100人以下又は5,000万円以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 300人以下又は3億円以下     |
| 旅館業                                            | 200人以下又は5,000万円以下 |

### （２）中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、  
商工組合、商工組合連合会

## 5. よくあるお問い合わせ

## 5 よくあるお問い合わせ①



### 資産計上されていない施設、設備も補助対象と認められますか？

- 資産計上されていない施設や設備であっても、売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等（第三者による客観的な証明ができるもの）により、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助の対象となる場合があります。
- 資産計上されていない施設や設備がある場合には、個別にご相談ください。

## 5 よくあるお問い合わせ②



施設、設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者と認められますか？

○補助対象事業者は、必ず所有者です。

○このため、所有者以外の者が修繕等を行っても、補助対象事業者は所有者です。この場合、原則として、所有者がその修繕等費用を、修繕等を行った者に対して支払ったことが確認できれば、所有者に対して補助金を支払うことになります。



## 5 よくあるお問い合わせ③



**修繕に伴い性能等を向上させる、全損に伴い性能等が向上したもののへの買替えを認める事例がありますか？**

**原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上（※）に資するような機能付加・拡充を図ることも可能**です。（※）機械などが仕事をなしうる能力が向上すること

この場合、実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

＜生産効率向上のための設備導入＞

例：需要開拓のための増産体制への対応や利益率向上等を目指し、同じ人員で毎時1,000個製造できる設備から毎時1,500個製造できる設備への更新や、毎時の製造個数は変わらないが人員が少なくて済むなど、生産性向上につながる設備の導入などの取組

また、上記のように元の設備・施設の機能付加・拡充を図る場合以外でも、**複数の施設・設備を統廃合し、生産効率向上を図る場合なども新分野事業であれば、認められる可能性があります。**

※ただし、原状回復に必要な経費に補助率（3/4以内又は1/2以内）を乗じた額が上限です。